

防災計画

【中央防災会議】

- ・内閣府に置く。
- ・内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣・各大臣・指定公共機関の代表者・学識経験者を委員とする。
- ・防災基本計画を作成し、その実施を推進する。
- ・内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じた審議と、その意見を述べる。

【地方防災会議】

- ・地方防災計画を作成し、その実施を推進する。
- ・都道府県知事等の諮問に応じた審議とその意見を述べる。
- ・災害が発生した際、災害復旧に関して各機関相互の連絡調整を図る。

(1)都道府県防災会議

- ・都道府県知事を会長とし、指定地方行政機関・警察・消防機関・指定公共機関等の長またはその指定する職員を委員とする

(2)市町村防災会議

【防災計画】

- ・毎年検討を加え、必要がある場合は修正しなければならない。

(1)防災基本計画

- ・災害対策基本法定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災に関する最上位の計画。
- ・防災に関する総合的かつ長期的な計画。
- ・防災業務計画および地域防災計画において重点を置くべき事項
- ・防災業務計画および地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの。

(2)防災業務計画

- ・防災基本計画に基づき、指定行政機関はその所掌事務に、指定公共機関はその業務に関して作成する防災に関する計画。

(3)地域防災計画

- ・防災基本計画に基づき、都道府県防災会議や市町村防災会議が地域防災計画を作成する。

(1)都道府県地域防災計画

- ・当該都道府県の地域に係る防災に関し、指定地方行政機関・都道府県・市町村・指定公共機関・指定地方公共機関・公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
- ・当該都道府県の地域に係る防災施設の新設または改良・防災のための調査研究・教育訓練その他の災害予防・情報の収集および伝達・災害に関する予報または警報の発令および伝達・避難・消火・水防・救難・救助・衛生その他の災害応急対策・災害復旧に関する事項別の計画。
- ・当該都道府県の地域に係る災害に関する措置に要する労務・施設・設備・物資・資金等の整備・備蓄・調達・配分・輸送・通信等に関する計画。

(2)市町村地域防災計画

- ・当該市町村の地域に係る防災に関し、市町村および公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
- ・当該市町村の地域に係る防災施設の新設または改良・防災のための調査研究・教育訓練その他の災害予防・情報の収集および伝達・災害に関する予報または警報の発令および伝達・避難・消火・水防・救難・救助・衛生その他の災害応急対策・災害復旧に関する事項別の計画。
- ・当該市町村の地域に係る災害に関する措置に要する労務・施設・設備・物資・資金等の整備・備蓄・調達・配分・輸送・通信等に関する計画